

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により、監査した結果を次のとおり公表します。

平成26年7月18日

桑名市監査委員 池田勝敏

桑名市監査委員 椽尾健三

桑名市監査委員 大橋博二

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

（略）

2 請求書の提出日

平成26年5月20日

3 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に定める所定の要件を具備しているものと認め、平成26年5月20日付でこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の期間

平成26年5月20日から平成26年7月18日

2 請求の内容

請求人提出の請求書及び資料による措置要求は、次のとおりである。（略語表記以外は原文のとおり）

市長、副市長並びに財務関係職員に関する措置請求の要旨

1 桑名市が平成25年6月1日から26年5月31日までの桑名市資源物回収業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）として、平成25年5月21日に北勢商事株式会社と交わした契約に関する支出は違法であるので、これら支出を決定した市長、副市長及び担当財務関係職員による違法支出により桑名市が蒙った損害を賠償するよう勧告されたい。

2 桑名市は平成26年に於いても、上記契約を北勢商事株式会社と交わそうとしているので、これを差し止めるよう勧告されたい。

3 違法な事実

ア 違法な支出

平成 25 年 5 月 7 日桑名市長は、条件付一般競争入札として発注公告を正規の手続きに従わず、以下のように行った。

- A 旧桑名地区自治会及びリサイクル推進施設における資源物の収集・運搬・選別及び処分
- B スーパー回収の選別及び処分（仕様書による）

これらの業務委託として、落札者を北勢商事株式会社と定め、平成 25 年 5 月 21 日契約書を交わした。

1 の契約期間全体の支払い金額を 1 億 306 万 8 千円（内税 490 万 8 千円）とし、月額八百五十八万九千円を請求により桑名市が各月払いとする契約である。

イ 違法事実

- (1) 桑名市契約規則（以下「規則」という。）によれば、第 2 条第 2 項に、市長は、一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。とある。
 - (2) 桑名市条件付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）によれば、第 2 条に、一般競争入札の対象工事及び参加できる者の資格要件は、市長が桑名市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、決定するものとする。とある。
- ところが、(1) (2) の規定を満たす審査会を開催した事実は無い。
- 正規の手続きを経ずに交わした違法な契約は無効であり、その支出もまた違法である。
- よって、本桑名市職員措置請求をする次第である。

事実証明文書目録

- 1、桑名市情報公開制度によって得た契約関係書類等
- 2、発注公告

3 監査の対象

請求書及び事実証明書により、平成 25 年 5 月 21 日に、桑名市が北勢商事株式会社と交わした本件業務委託契約及びそれに係る支出の違法性についてと、これに関連する平成 26 年度の資源物回収業務委託契約（以下「平成 26 年度契約」という。）の差止め請求についてを監査の対象とした。

4 実施した監査の概要

(1) 請求人の陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 6 月 13 日に新たな事実を証明する書類の提出と陳述の機会を設け、請求人の代表者が出席し、陳述の要旨は以下のとおりであった。

- ・本件業務委託契約については、所管課において入札する権限がないにもかかわらず、契約を所掌する契約監理課を通すことなく、書類を捏造し発注公告をした。また規則に規

定されている審査会に諮らずして入札を実施した。

- ・5月7日の発注公告日から、質疑・回答、仕様書の交付期限までわずか4日間しかないことは、新規参入を阻んでいる。
- ・仕様書は契約監理課で閲覧させなければならないという規定があるにもかかわらず、発注公告中、仕様書の交付は廃棄物対策課となっている。
- ・資源物回収業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）3の四に掲げられている特記内容には、年間8,100tの資源物を処理できる保管施設を桑名市内に設置すること、圧縮、梱包等の機械を使う場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準に適合すること、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という。）第2条第6項に基づく保管施設とするために、現在指定されている保管施設以外の保管施設については、当該保管施設の資料を平成25年5月13日の午前10時までに提出すること、となっており、これは新規参入業者にとって実行不可能な条件であり、資源回収とは関係のない容リ法に基づく保管施設が必要とされていることなど、特定業者を想定したものである。
- ・本件業務委託契約は、桑名市委託業務条件付一般競争入札試行要綱（以下「試行要綱」という。）に基づき入札を行っているが、これのできるのは、建物清掃、建物警備だけである。本件業務委託契約は該当せず、廃棄物対策課が勝手に執行した入札自体が無効である。

（2）監査対象部局事情聴取

対象部局を経済環境部（廃棄物対策課）とし、法第199条第8項の規定に基づき、事前に陳述書の提出を求め、平成26年6月13日に、経済環境部長、廃棄物対策課課長及び同課関係職員1名から事情聴取を行い、その要旨は以下のとおりであった。

- ・本件業務委託契約については、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の6の規定により、平成25年5月7日発注公告し、一般公募による競争入札を行った。
- ・公告の結果、応募があったのは北勢商事株式会社1者のみであった。
- ・北勢商事株式会社は、発注公告に記載する入札参加資格の要件を満たしていたため、本件業務委託契約は試行要綱に基づき入札を執行した。
- ・実施要綱に規定する審査会に諮る場合は、建設工事に係る一般競争入札に関する明記されており、試行要綱に基づき実施した本件業務委託契約については、審査会開催の規定はない。
- ・平成26年度契約については、市内での資源物回収実績のある3業者による指名競争入札を行い、その結果、北勢商事株式会社と契約を締結した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認（監査対象部局からの聴き取り）

仕様書中、3 作業基準 四 「保管施設」について

このことについては、仕様書において、容リ法第2条第6項に基づく保管施設（以下「指定保管施設」という。）と位置づけているが、これは、日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）へ資源物の回収を依頼する場合に備えたものである。桑名市においては、現在

資源物について協会へ回収を委託している物はないが、民間より高価で取引できる場合、または事情により委託先の民間業者が処理できなくなったときには、指定保管施設がなければ、協会へ回収を委託できないという事態になるため、作業基準として仕様書に掲げたものであり、入札参加者が現在の指定保管施設以外の保管施設を使用する場合、当該保管施設を指定保管施設へ変更する必要があるため、当該保管施設にかかる資料の提出を求めたものである。

2 監査委員の判断

(1) 本件業務委託契約及び平成 26 年度契約の適正性・妥当性

請求人の主張は、本件業務委託契約が、規則第 2 条第 2 項に規定する一般競争入札参加希望者に係る資格審査に基づいて、実施要綱第 2 条に規定する審査会を開催した事実はなく、正規の手続きを経ずして交わした違法な契約であるので無効であると主張しているが、実施要綱については、第 1 条にいう桑名市が発注する建設工事に係る条件付一般競争入札について定めたものであり、委託業務については、試行要綱に基づいて入札を執行することとしており、試行要綱においては、審査会の開催規定はなく、本件業務委託契約は、適正に執行されていると判断する。

なお、試行要綱第 3 条においては、対象業務を建物清掃及び建物警備に特定しており、その他業務については、特に一般競争入札の適用は定めているところではないが、本件業務委託契約については、総合的に判断し、一般競争入札が妥当として、これを採用したものである。

また、請求人が差止めを請求する平成 26 年度契約については、平成 25 年度の入札結果等に鑑み指名競争入札を行ったところであるが、これについては、規則第 20 条乃至第 24 条に基づいて適正に執行されており、正規の審査手続きを経た適正な契約であると判断する。

なお、請求人は、6 月 13 日に行った陳述の中で、入札事務について、所管課に権限はなく、契約監理課の所掌事務であるように主張しているが、このことについては、桑名市行政組織規則第 12 条において、各課の事務分掌を定めており、契約監理課の所掌事務のうち、入札・契約に関するものは、工事請負、物品購入等に関するものと規定しており、業務委託については特に明記されていない。現実には、各課に共通する、例えば清掃・警備業務に代表されるような、統一して入札・契約を行った方が、効率的・経済的かつ迅速性を確保できるものなどについては、契約監理課で事務を執行しているが、その他、業務委託を含む多岐に渡る多数の契約や専門性の高い契約などについては、各所管課の裁量で各課において入札・契約事務を行っており、それらは、規則に基づいて、適正に執行されているところである。

(2) 結論

以上のことから、本件措置請求の 1 で言う、本件業務委託契約に関する支出の違法性及びそれに伴う損害賠償の勧告については、本件業務委託契約は、一般競争入札として、法、令、規則及び試行要綱に基づいて契約を行っており、違法事実はなく、それに係る支出は適正であり、市に損害を与えていないので、請求の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。

また、2 で言う、平成 26 年度契約の差止め請求については、平成 26 年度契約は、指名競争入札として、法、令及び規則の規定に従って契約を交わしており、違法事実は認められないので、請求の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。